

5 上告受理の申立の趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

報告第4号

専決処分した事件の承認を求めることについて

事件の概要

令和2年12月16日、原告は、宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部(以下「本件施設」という。)の利用許可を、本件施設の指定管理者(以下「本件指定管理者」という。)に対して申請し、許可を受けたところ、本件指定管理者から本件施設の利用許可の取消しを受けたことにより、精神的苦痛を被ったとして、本件施設の設置者である本市に対して慰謝料として、金200万円の支払いを求め、神戸地方裁判所伊丹支部令和2年(ワ)第333号損害賠償請求事件の訴訟を提起した。令和3年12月16日に言い渡された判決において、原告の請求は棄却された。

原告が上記原判決を不服とし控訴を提起した大阪高等裁判所令和4年(ネ)第274号損害賠償請求控訴事件につき、令和5年5月11日に判決が言い渡され、本市は46万600円の支払及び訴訟費用の4分の1の負担を命ぜられた。

令和5年5月〇日、本市は、上記判決を不服として大阪高等裁判所に上告状兼上告受理申立書を提出し、上告の提起及び上告受理の申立てを行った。

専決処分した事件の承認を求めることについての概要

1 事件番号等

一審 神戸地方裁判所伊丹支部令和2年(ワ)第333号損害賠償請求事件

二審 大阪高等裁判所令和4年(ネ)第274号損害賠償請求控訴事件

2 当事者

(1) 控訴人(一審原告) X(地域利用施設の利用者)

なお、Xは弁護士を代理人として立てず、本人が訴訟を行っている。

(2) 被控訴人(一審被告) 宝塚市

3 請求の概要等

控訴人は、宝塚市立地域利用施設雲雀丘倶楽部(以下「本件施設」という。)の利用許可を、本件施設の指定管理者(以下「本件指定管理者」という。)に対して申請し、許可を受けたところ、本件指定管理者から本件施設の利用許可の取消しを受けたことにより、精神的苦痛を被ったとして、本件施設の設置者である本市に対して慰謝料として、金200万円の支払いを求めるもの。

一審において、本市の主張どおり一審原告の請求は棄却されたが、控訴状が提出され、大阪高等裁判所にて係属していた。

上記控訴事件につき、令和5年5月11日に判決が言い渡され、本市は46万6000円の支払い及び訴訟費用の4分の1の負担を命ぜられた。

4 裁判の経過及び上告の提起等の期限

一審	
令和2年12月16日	訴訟提起
令和3年12月16日	一審判決言渡し、本市勝訴
二審	
令和3年12月30日	控訴の提起
令和4年3月23日 ～ 令和5年2月16日	訴訟期日(全6回)
令和5年5月11日	判決言渡し
令和5年5月25日	上告の提起等の期限